

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年7月18日 午後 2時33分 開 会

出 席 委 員

| | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 矢 口 龍 人 |
| 副委員長 | 久 松 公 生 |
| 委 員 | 佐 藤 文 雄 |
| 委 員 | 岡 崎 勉 |
| 委 員 | 櫻 井 健 一 |

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長 小座野 定 信

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

| | | |
|-------|------|---------|
| 議会事務局 | 局 長 | 金 子 俊 文 |
| | 局長補佐 | 谷 中 博 文 |
| | 係 長 | 折 本 尚 充 |

議 事 日 程

令和5年7月18日（火曜日）午後 2時33分 開 会

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 事 件
 - (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
 - ・ 追加報告について
 - ・ 調査結果報告書（案）について
 - (2) その他
4. 閉 会

開 会 午後 2時33分

○矢口龍人委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で会議の定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条の8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時33分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時33分]

まず、会議に入る前に、小座野議長からご挨拶がございますので、お願いいたします。

○小座野定信議長

こんにちは。引き続き大変ご苦勞さまでございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご苦勞さまでございます。引き続き令和5年4月3日付で佐藤文雄議員からの申出がありました、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

議長につきましては、所用のため退席となります。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することであります。

それでは、追加報告についてを議題といたします。

初めに、鈴木貞行議員から公的年金記録の提出がありましたので、ご報告いたします。

タブレットにありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、石岡市で、本件と同様の内容で選挙管理委員会への異議申立ての事案があり、その決定書を手いたしましたので、お目通し願います。

暫時休憩といたします。 [午後 2時36分]

○矢口龍人委員長

再開します。 [午後 2時40分]

それでは、私のほうから概要を説明させていただきたいと思います。

まず、この被保険者記録照会回答票が日本年金機構土浦年金事務所のほうから発行されております。

鈴木貞行議員は、当初、ヤマト運輸、アオイ工業、日立建機株式会社で、正社員だというようなことでおっしゃっていましたが、その後、訂正で、日立建機は契約社員だったということでしたので、この厚生年金記録の提示を求めました。

これがそうなんですけれども、日給月給の契約社員であって、それでも日立建機は社会保障といえますかね、厚生年金へ入ってくれたというふうなことでございました。

それから、石岡市の選挙管理委員会の異議申立てについてでございますけれども、本件の異議の申出を却下するという内容の決定書が出ております。

その中の主文の中に、当選人に学歴詐称があったとの申出人の主張は、前期判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しないと。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由とは認められないということでございます。

ですので、この申出人がその後、要するに法的手段、裁判によってはっきりさせるというようなことで裁判を実施するというようなお話を伺っております。その結果を待つまでのことはないと思いますので、当審査会においては、ここで結果を出したいというふうに思っております。

この件につきまして、何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってみなされるべきものであるということだから、こちらのほうで結論を出してくれと、簡単にいうと。ほかの問題については、いろいろ高等裁判所だとか最高裁判所だとかなんとなかっていうのは、具体的な投票がどうのこうのとかっていう、具体的な事実関係を述べているんであって、この学歴詐称の本人の、大槻さんがやっていることについては、これは回答を避けているといえれば避けているわけだね、これね。

○矢口龍人委員長

そうです。これ要するに判例がないというようなことと、それと、要するに選挙を無効にするだけの理由にはならないというような内容のようですね。だと思います。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

これ石岡市の場合は、もう選挙の当選を無効にするかしないかということと、うちの場合は学歴詐称があるかどうかということで、石岡市の場合は、その先に行くか行かないかは石岡市のほうの判断でよろしいかと思うんですけれども、この石岡市の選挙管理委員会の判断については、当選を無効にするほどの効力がこれにないというような判断だというふうに解釈したんですけれども、それであれば、表記

の間違があったのであれば、その間違いをただすというか、何かそれを周知していただいて、自分の学歴はこうであるというようなことを示していただくことができれば、ご本人たち、お二人にそういったことをしてもらえればいいのかと私は思うんですけれども、襟を正すという意味合いで。

○矢口龍人委員長

委員会としてですね、そのことを本人にどうのこうのということは、私は差し控えるべきだと思っております。私どもはあくまでも調査して、それを報告するだけのことであって、あと、彼らがどういふふうに対応するかというのは、ご自分でお考えいただければいいことであって、委員会がどうのこうのという指図をするべきでもないでしょうし。それはそれでいいと思いますけれどもね。

○櫻井健一委員

ということは、こちらからこういうふうにしろという指図とか指示ではなくて、本人に任せるということで、今回はこの委員会を閉じるというようなお話でいいというようなことで理解してよろしいですか。

○矢口龍人委員長

そのつもりでおりますけれども、皆さんがどういうふうなお考えか、お伺いしたいと思いますけれども。

○佐藤文雄委員

私が提案したのは、事実関係をはっきりさせるということだったんで、その事実関係の中で鈴木貞行議員もきちっとそれなりの理由を述べて、間違いだったということを言っているし、小倉議員の場合はちょっと何かははっきりしなかったような気がするんだけど、いずれにしてもそういう事実関係を明らかにして、あとは報告書を作って、みんなが、判断をするということしかないというふうに思います。

それで、もう鈴木貞行議員はこの前、一般質問で、もう自分は間違っていましたということを表明しているから、あれでいいかどうかは本人の問題だけれども、そういう点では、我々としては、事実関係を明らかにして、まとめるというふうにしたほうがいいんじゃないかなと。

○岡崎勉委員

だから、今、佐藤委員が言ったように、ここだけの話ですから、ほかにどうのこうの言えないとすれば、ここで、この会議の結果をまとめていけばそれでいいんじゃないですかね。だから、さっきも言ったように、鈴木貞行議員はちゃんと一般質問のときに自ら、自分で言っていたんで、それはこれでいいんじゃないですか。この政治倫理の会議の中でと思うんですが、いかがでしょうか。

○久松公生委員

先ほど委員長が言ったように、本人にあとは任せるみたいな話があったと思うんですが、これ結局どういふふうにとまとめるというのは、ちょっと委員長のほうからあれば。

○矢口龍人委員長

今から、報告書をまとめますから、ですから、今までの審議はここまでかなと、大体審議は尽くしたかなと思いますんで、あとは報告書をまとめてというのが作業だと思いますが、次の議題はそっこのほうに移っていくんですけれども。

よろしいですか、そこまでで、移動しまして。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、以上で本審査会上程した調査は終了となりますが、追加すべき調査等、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をいただいてよろしいんですけれども。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、ここで前回までの調査報告書(案)をご確認いただきたいと思います。
暫時休憩といたします。 [午後 2時49分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時53分]

それでは、ご意見等、またお気づきの点がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○久松公生委員

これ今、報告書(案)ということで拝見させていただきました。こうなってくると、やはり先ほどからちょっと話が出ているように、千葉大学園芸学部にもメール照会したところ、学歴としては差し支えないという回答、報告の最後、これが結果というか、いろいろ調査しましたが、こういうことが最後に分かりましたという。

○矢口龍人委員長

いやいや、それは違いますね。ですから、ここの最後にあるように、あとは有権者の皆さんが判断してくださいということですよ。私はそのありのままを報告するだけじゃない。

○久松公生委員

そういうふうに理解していいのかと思ったんですが、審査会はこういうことで審査して、あとは有権者に委ねたいと。

○矢口龍人委員長

だって、本人がもう、認識不足でしたとかなんかって議会でも謝ったかなんかしたんでしょう。

あとここに第4回のやつ、今日のやつをここに入れますから、先ほど言った年金記録のやつと、それから石岡市の選管の決定をここに入れます。却下されたというのを入れる。

○櫻井健一委員

今のその付け足しじゃないですけども、今回のこの審査会の内容の中で、前回の一般質問の中での謝罪というところの文面は。

○矢口龍人委員長

関係ない話ですから、それは。

だから、あとどんな手を使って謝罪したりなんだりというのは、本人任せですよ。私たちはもうそこまで介入もしないし。

○佐藤文雄委員

ということは、これ審査の結論というところがみそだということだよ、簡単にいえばね。

○矢口龍人委員長

だって、これはそのとおりでしょう。

皆さんが4回立ち会ってもらっていて、同じ内容、そのとおりでしょうよ、これ。だから、別に付け加えもしないし、余計なことも入れてないし。

○佐藤文雄委員

あと、そこにもちゃんと千葉大もね、メールで確認したら差し支えないとの回答であったという、そういうことだけを入れているじゃない。これはどうのこうのというのは、こちらでは判断はできないから。いいんじゃないですかね。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○佐藤文雄委員

第4回の審議会のやつ、簡単にもう1回確認していただけますか。第4回の、今日のやつ。

○矢口龍人委員長

第4回の、まず日本年金機構土浦年金事務所のほうからの記録票は、ご案内のとおり、ヤマト運輸、アオイ工業、日立建機土浦工場の資格を保有しておりましたということと、それからあと、石岡市選挙管理委員会の異議申立てに対する決定書でございます。本件異議の申出を却下する、当選の効力についての中で、当選人に学歴詐称があったとの申出人の主張は、前記判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しない。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由には認められないという内容です。

ですので、これに対して異議申出人は裁判で明らかにしたいということで訴訟をする用意があるということでございます。

○佐藤文雄委員

それって、それは入れないでしょう、ここに。

○矢口龍人委員長

いや、入れますよ。入れたほうがいいでしょう。だってね、そういう、要するに裁判があるよと、もう予定していると。ただ、裁判の結果まで我々は待ってられないから。それは、例えば、それが要するに学歴詐称だって判決が出た場合には連座しちゃうでしょう、当然。

○佐藤文雄委員

だから、大槻さんだけれども、訴え人が今、裁判でその点を明らかにしているというのはここに入れますよということね。

○矢口龍人委員長

入れてくださいよ。入れてもらわないと、うやむやになって終わっちゃうになっちゃうから。結局こういう結論が出て、だから、裁判したと、だから、その結果はいずれ出るでしょうと。だから、それも本人の問題でしょうよ。

お諮りいたします。

本日分を加えた調査結果報告書の作成並びに議長への提出につきましては、委員長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会といたします。

長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

散 会 午後 3時00分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会

委員長 矢口龍人